

岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

岐阜県内の市町村では、妊娠時と出産後に各5万円の応援ギフト（以下「応援ギフト」という。）を配布するとともに伴走型相談支援を行い、妊娠から子育て期まで寄り添った支援を実施しています。このうち、応援ギフトについて、県がPC及びスマートフォン専用サイト（以下「専用サイト等」という。）でデジタルポイントの付与と買い物ができるシステムを新たに構築し、県内市町村のサービスを均てん化するとともに真に子育て支援に資する物品やサービスを提供することを目的に、本事業を実施します。

本事業を委託するにあたり、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を、この公募要領で定めます。

第2 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託

2 委託業務内容

別紙「岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託費の上限

29,945,080円（消費税及び地方消費税込み）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、下記（1）から（9）までのすべての要件を満たしていることとします。なお、複数の法人等で構成される団体については応札を認めません。

- （1）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （5）プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- （6）岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- （7）岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けて

- いないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (9) プロポーザル評価会議の日において、プライバシーマーク制度の認定を受けている者であること。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式1に沿って作成してください。

(1) 事業実施方針及び運営体制

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）

(2) 事業の計画・実施

- ① 業務内容のスケジュール・実施体制
- ② 応援ギフトの商品内容
- ③ 応援ギフトの商品価格
- ④ 専用サイト等の利便性及びセキュリティ
- ⑤ 専用サイト等構築後の運用体制
- ⑥ 専用サイト等の保守運用体制
- ⑦ 市町村との委託契約後の運用業務に係るコスト及び各市町村の費用負担額
（市町村毎に負担額の積算が異なる場合は、各市町村毎に記載）

(3) 委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

- ・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。
- ・過去の類似の事業（電子カタログサイトや電子通貨システムの構築など）実績及び他の地方自治体での実績があれば記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（月）
② 公募要領等に関する質問受付	令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（月）
④ 企画提案書の受付	令和5年4月28日（金）～令和5年5月29日（月）
⑤ プロポーザル評価会議	令和5年6月中旬
⑥ 審査結果の通知・公表	令和5年6月下旬

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の公表・配布

- ① 配布期間
令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（月）
午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）
- ② 配布場所
岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」
（https://****）からダウンロードしてください。なお、郵便等での配布は行いません。インターネット等の環境がない場合は紙媒体で配布しますので、下記までお越しください。
岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番地1号 岐阜県庁14階）

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（金）

午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を子育て支援課あてにFAX、電子メール（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）又は郵送にて提出してください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

（4）プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月22日（月）

午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）

② 提出書類

参加申込書（別添2）

③ 提出方法

・持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で、子育て支援課に提出してください。

・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに子育て支援課に到着したものを有効とします。

・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

・郵送又は電子メールの場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

（5）企画提案書等、書類の提出方法

① 提案書受付期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月29日（月）

午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）

② 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 社会的課題への取組み（様式4）

オ 提案金額の見積書（様式自由）

③ 提出部数

9部（原本1部、副本8部）

④ 提出方法

・持参又は郵送のいずれかの方法で、子育て支援課に提出してください。

※電子メールでの提出は受け付けません。

・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに子育て支援課に到着したものを有効とします。

・郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場

合。

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合。

オ 委託費の上限を超える見積額の提案を行うこと。

カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を子育て支援課に持参又は郵送により提出してください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書の合計欄に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税額は、別欄に記載することとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成される「岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

2 評価会議

（1）開催日時

令和5年6月中旬

（2）開催場所

岐阜県庁周辺（予定）

（3）プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分間以内

その後、構成員からの質疑

（4）注意事項

・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。

- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「出産子育て応援ギフトサイト構築等業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位をつけます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。
ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を同順位の提案者で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ ①の評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討するものとします。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称(申込順)
- (3) 全提案者の評価点及び順位点※(得点順)
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) その他

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、(3)は公表しないこととします。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置をプロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合は、当該提案者と契約を締結しません。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除しま

す。

- 2 選定した最優秀提案者と発注者とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と発注者との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 母子保健係

TEL：058-272-8077（直通）

FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp

別表

岐阜県出産・子育て応援ギフトサイト構築等業務委託プロポーザル評価基準

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を180点満点として採点する。

1 事業実施方針及び運営体制

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 事業実施体制・運営体制(10点) ・過去の実績や活動状況から受託能力があり、当該法人の知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 人員体制(スタッフの知識、経験、スキル)(10点) ・事業を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。 ・事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材の配置が考えられているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 委託業務の趣旨・目的の理解(5点) ・仕様書に基づき、委託業務の趣旨、目的を正しく理解しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
④ 見積内容(5点) ・事業費の積算は妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	30点満点				

2 事業の計画・実施

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 事業計画(20点) ・業務内容について、具体的かつ現実的なスケジュール及び実施体制を含む提案内容となっており、期限内に適切に実施することができるか。	20点	16点	12点	8点	4点
② 応援ギフトの商品内容(30点) ・応援ギフトの商品内容は子育て支援に資するものになっているか。 ・商品数は豊富であるか。 ・アルコール類、たばこ、遊技場入場券、資産形成価値の高いもの等、応援ギフトとして不適切な商品が購入できない仕組みとなっているか。 ・各市町村が推薦する商品や、県が指定する商品を商品内容とすることができる仕組みとなっているか。	30点	24点	18点	12点	6点
③ 応援ギフトの商品価格(25点) ・商品の価格は市場価格と比して高額となっていないか。またその実現方法について具体的に示されているか。	25点	20点	15点	10点	5点
④ 専用サイト等の利便性及びセキュリティ(20点) ・ユニバーサルデザインに配慮したものとなっているか。 ・アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮したものとなっているか。 ・その他利用者の利益に資する機能について提案されているか。 ・適切に専用サイト等のセキュリティ対策を講じているか。	20点	16点	12点	8点	4点
⑤ 専用サイト等構築後の業務の推進管理に係る運用体制(30点) ・専用サイト等構築後の運用業務が適正に行える体制となっているか。 ・運用業務に係るコストは妥当であるか。 ・利用者等からの問合せ対応について、受付から解決に至るまでのサービスレベルは高いものとなっているか。 ・問合せに適切に対応できるコールセンターの開設時間、開設数及び人員配置となっているか。 ・利用者等からのニーズに応じて、適宜商品内容を変更できる仕組みとなっているか。	30点	24点	18点	12点	6点
⑥ 専用サイト等の設備・機器等に係る保守運用体制(20点) ・専用サイトの監視対象、監視頻度及び障害の検知から復旧に至るまでのサービスレベルは高いものとなっているか。 ・専用サイト等の稼働に係るサービスレベルは高いものとなっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
小 計	145点 満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目	
① 仕事と家庭の両立(3点)	該当する場合に加点(1～3点)
② 障がい者雇用(1点)	該当する場合に加点(1点)
③ 若者の採用・育成(1点)	該当する場合に加点(1点)
小 計	5点 満点